

岐阜県公報

号外(一) 令和二年三月三日

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課)

ページ

告示

岐阜県告示第七十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

岐阜県厚生農業協同組合連合会

二 事業の種類

岐阜県厚生農業協同組合連合会(仮称)西濃厚生病院施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

揖斐郡大野町大字下礪字道下及び字流し地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

岐阜県厚生農業協同組合連合会(仮称)西濃厚生病院施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、岐阜県厚生農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)が設置する揖斐厚生病院及び西美濃厚生病院(以下「従前施設」という。)の病床機能

再編し、揖斐郡大野町大字下礪字道下及び字流し地内に、(仮称)西濃厚生病院の新設(移転整備)を行うものであり、法第三条第二十四号に掲げる医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による公的医療機関に関する事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である連合会は、医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者であり、「長期施設整備事業に伴う総合基本計画」を策定し、その経営意思決定機関である役員会において、本件事業の計画及び整備が完了する令和五年度までの予算措置を確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

従前施設は、西濃圏域の医療体制を担う病院として重要な役割を果たしている。しかしながら、従前施設の周辺人口の減少及び高齢化が進行していることから、病床稼働率が低下し、健全な病院経営に支障を来している。また、従前施設は、建築後約五十年が経過しており、老朽化が著しく、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に基づく耐震基準を満たしていないため、大規模地震の際には、病院機能を維持できない危険性が高い。さらに、過去の医療需要の拡大に対応するため、限られた敷地内で幾度となく増改築を繰り返した結果、医療機能が複数の建物に分散し、狭あいかつ複雑で非効率な配置となっており、今後の新たな機能や医療機器の導入に限界が生じている。

本件事業の施行により、大規模災害時にも対応できる(仮称)西濃厚生病院を新設することで、診療機能と災害医療体制が確保される。また、狭あいかつ複雑で非効率な配置が解消され、医療提供環境が改善し、医療レベルや利用者向けサービスの上昇が図られる。さらに、従前施設の再編により必要な機能を確保し、地域に安定的な医療の提供が可能となるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び岐阜県環境影響

評価条例(平成七年岐阜県条例第十号)に定める対象事業ではないが、岐阜県自然環境保全条例(昭和四十七年岐阜県条例第十七号)に基づき、岐阜県知事と自然環境保全協定を締結し、自然環境保全のための対策を行うこととしており、起業者が保全すべき貴重な動植物種について任意に調査を行ったところ、起業地内には、岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版 岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版において絶滅危惧 類に類されるナゴヤダルマガエルが確認されたが、近隣の類似環境への移動が検討されており、自然環境への影響はほとんどないものと考えられる。また、起業地には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、交通の利便性、近隣の他病院との速やかな連携が取れる位置であること、療養環境に適した自然環境及び景観を有していること等の条件を考慮して選定した三案を比較検討し、技術的、経済的及び社会的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を選定していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3(一)で述べたように、従前施設は、老朽化、狭あい化等が著しく、大規模災害の際には、病院機能が維持できなくなる可能性があることから、早急に改善を図る必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大野町役場産業建設部建設課

令和二年三月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社